

延長保育料(月曜日から金曜日まで)

① 保育標準時間

- ・ 18時15分から18時45分までの利用料を「100円/日」とする。
- ・ 18時45分から19時15分までの利用料を「200円/日」とする。
- ・ 1月の上限額は、「5,300円」とする。

7:15		18:15	18:45	19:15
11時間			100円	200円

② 保育短時間

- ・ 17時を越えた場合に延長保育料を徴収する。
- ・ 17時から18時15分までの利用料を「100円/日」とする。
- ・ 18時15分から19時15分までの利用料を「300円/日」とする。
- ・ 早朝利用は、8時より前から利用する場合に延長保育料を徴収することとし、「100円/日」とする。
- ・ 1か月の上限額は、「5,300円」とする。

7:15	8:00	8:30	16:30	17:00	18:15	19:15
100円		8時間		100円	300円	

※延長保育料は、きょうだいは半額とする。

預かり保育料(1号認定)

- ・ 月曜日～金曜日の14時を越えた場合に預かり保育料を徴収する。
- ・ 17時までの利用料を「300円/日」とする。
(17時を超えることはできません)
- ・ 早朝利用は、8時30分より前から利用する場合に徴収することとし、「150円/日」とする。

7:15	8:30	9:00	13:00	14:00	17:00
150円		4時間		300円	

※長期休暇中も同様とする。